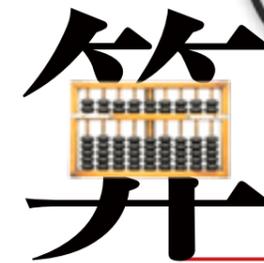


FINANCIAL  
令和2年度  
SITUATION



黒土町長のもとで  
初編成された今年度の  
当初予算をお知らせします

収入減少で厳しい財政状況

自主財源の根幹をなす「町税」は、毎年15～16億円程度で推移しており、町の財政は、現状維持が一杯の状況です。歳入の約31%を占める普通交付税は、合併特例措置が段階的に削減される「合併算定替激変緩和期間」の最終年で、ピーク時から約6億6千万円程度が減額される試算です。また、地方創生の切り札として期待された「ふるさと寄附金」は制度改正の影響を強く受け、当初予算は約5億円程度と見込まれています。その中から返礼品等の必要経費などを除くと、一般財源へ充てられる実際の金額はあまり多くを見込めない状況です。

削減後も未だ大規模予算に

歳出面では、平成29年度から4年間で10%の削減を目標に掲げ、徹底した経費削減と過去の事業実績や決算結果を適切かつ確実に反映させた予算編成を実施しました。しかし、県内の他自治体と比較すると突出した予算規模のため、今後より一層の削減が必要になります。また、建設事業費は、発行期限が残り1年に迫った合併特例事業の発行可能残額を勘定し、事業毎の発行額を制限、優先順位を付けて実施していきます。

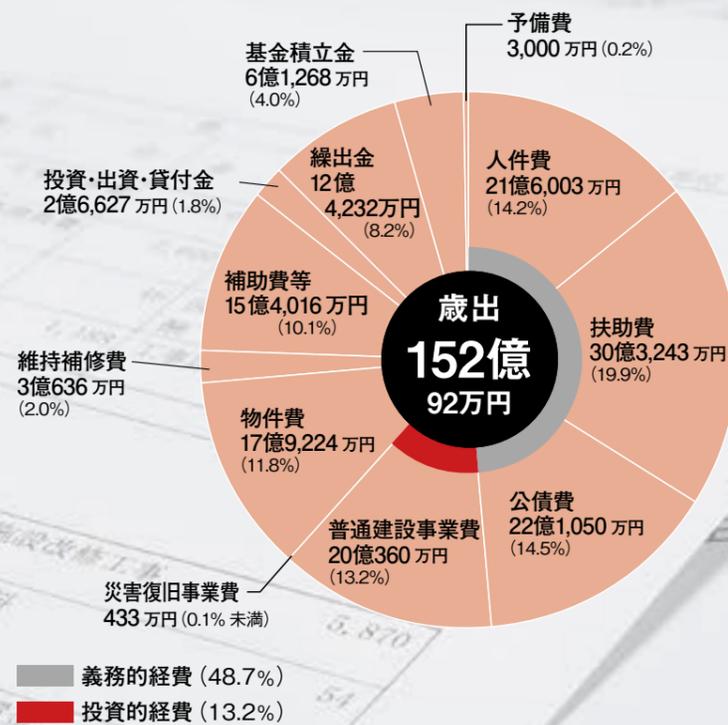
福智町を未来へと導く挑戦

今までの一般会計予算は、地方債や基金の取り崩しで黒字を確保していた状況です。この状態が続けば、今後数年で基金は底をつき、高確率で財政再建団体に転落すると予測されます。この状況を打開するため、福智町では、施設の統廃合や民間譲渡など、大胆な行財政改革へと歩みを進めています。町の大きな負担を緩和するためには公共施設の整理・統廃合が急務。支所や診療所、公民館などを整理・統合し、適正な人員配置かつ最少人数でのサービス提供が必要不可欠です。厳しい状況から起死回生し、愛すべき福智町を未来へと導く挑戦は、これからも続いていきます。

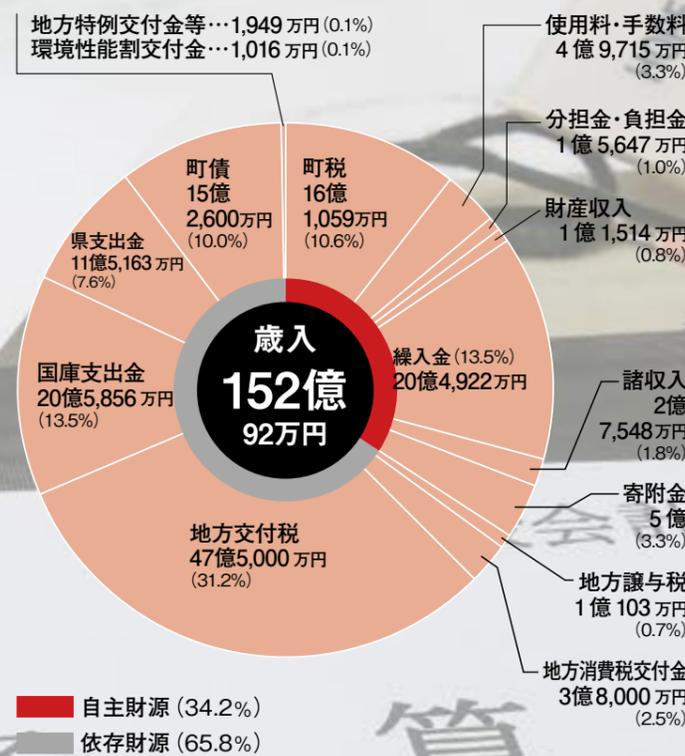
一般会計歳出【目的別グラフ】

議会費	1億2,543万円(0.8%)
総務費	16億8,457万円(11.1%)
民生費	50億3,469万円(33.2%)
衛生費	13億5,107万円(8.9%)
農林水産費 商工費	5億533万円(3.3%) 8,859万円(0.6%)
土木費	18億6,233万円(12.3%)
消防費	4億2,739万円(2.8%)
公債費	22億1,050万円(14.5%)
教育費	12億6,077万円(8.3%)
労働費・災害復旧費・ 諸支出金・予備費	6億5,025万円(4.2%)

一般会計歳出【性質別グラフ】



一般会計歳入



特別会計予算

特別会計	予算等金額
同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計	2,808万円
国民健康保険事業特別会計	27億168万円
後期高齢者医療特別会計	2億9,637万円
国民健康保険福智町立診療所事業特別会計	11億2,723万円
田川郡町村公平委員会特別会計	262万円

用語説明

【一般会計と特別会計】  
地方公共団体の会計のうち「一般会計」は基本的・全般的な経費を管理する会計、「特別会計」は特定の事業を行うために、特定の歳入・歳出を一般会計と区分して経理するための会計です。

【歳入】

- ▼町税：皆さんに納めていただく「町民税」、「固定資産税」、「たばこ税」、「軽自動車税」などの税金です。
- ▼地方交付税：市町村の財政力に応じて国から交付されるお金で「普通交付税」と「特別交付税」があります。「地方交付税」は、団体間の財政力の不均衡をなくし、どの住民にも一定の行政サービスが行えるよう、国税（所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税）として集められた財源のうち一定割合の額を、地方公共団体に再配分するものです。
- ▼町債：町の借入金（借金）で償還が2年以上にわたるものです。公共施設建設のように一時的に多額の経費を必要とし、かつ長期間にわたって利用できるものの財源にあてられます。
- ▼国庫支出金：市町村が行う特定の事業に対して国から交付されるお金で、国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金の3つに分類されます。
- ▼県支出金：市町村が行う事業に対して県から交付されるお金で、通常は使途が特定されます。
- ▼繰入金：積立金（基金）の取り崩し金や他の会計から繰り入れたお金です。

【目的別歳出】

地方公共団体が行う事業を目的別に分類するもので、行政サービスの水準や行政の特色を知ることができます。

▼公債費：事業を行うために借りたお金（町債）の元金、利子や一時借入金の利子を支払うための経費です。

▼諸支出金：他の支出科目に含まれない経費をまとめた科目。各種基金への積立金、土地取得費等があります。

【性質別歳出】

- 地方公共団体の経費を性質別に分類するもので、義務的経費は支出が義務づけられている経費、投資的経費は行政水準の向上にかかる経費。
- ▼物件費：賃金、旅費、交際費、需用費など消費的性質をもつ経費。
  - ▼維持補修費：道路や公共施設などを管理するために必要な経費。
  - ▼扶助費：社会保障制度の一環として、高齢者、児童、心身障害者などに対して行う支援のための経費。
  - ▼補助費等：町から他の団体等に対して支払う経費で、報償費（講師謝金等）、役務費（保険料等）、負担金補助金及び交付金等が該当します。
  - ▼普通建設事業費：道路や公共施設の増設に必要とされる経費。
  - ▼災害復旧事業費：災害で被災した施設などを復旧するための経費。
  - ▼公債費：町の借入金を償還するための経費。
  - ▼積立金：財政運営を計画的にするため財源変動に備えて積立てる経費。
  - ▼繰出金：一般会計・特別会計・基金との間で、相互に資金運用するための経費。